裁判所法 (昭和二十二年法律第五十九号)

•	て必要な調査その他他の法律において定める事務をつかさどる。は、知的財産又は租税に関する事件に限る。)の審理及び裁判に関し裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、事件(地方裁判所において第五十七条(裁判所調査官) (略)	新
	して必要な調査を掌る。	旧

等に款が知的財産に関する事件における裁判所調査官の事務	第九十二条の二〜第九十二条の七 (略)	第一款。専門委員	第二節 専門委員等	附則	第二編~第八編 (略)	第六章 (略)	第三節~第六節 (略)	(第九十二条の八・第九十二条の九)	第二款 知的財産に関する事件における裁判所調査官の事務等	第一款 専門委員 (第九十二条の二 第九十二条の七)	第二節 専門委員等	第一節 訴訟の審理等 (第八十七条 第九十二条)	第五章 訴訟手続	第一章~第四章 (略)	第一編 総則	目次	新
(新設)	第九十二条の二〜 第九十二条の七 (同上)	(新設)	第二節 専門委員	附則	第二編~第八編 (同上)	第六章 (同上)	第三節~第六節 (同上)				第二節(専門委員(第九十二条の二)第九十二条の七)	第一節 訴訟の審理等 (第八十七条 第九十二条)	第五章 訴訟手続	第一章~第四章 (同上)	第一編 総則	目次	旧

(新 設)	するまでその申立てがあった事件に関与することができない。
	三 知解を試みる期日において、専門的な印見に基づく説明をするに
	要な事項についての協議を行うための手続二(争点又は証拠の整理に係る事項その他訴訟手続の進行に関し必)めの手続
	八 文書の提出義務又は検証の目的の提示義務の有無を判断するた口 争点又は証拠の整理を行うための手続 口頭弁論又は審尋の期日
	立証を促すこと。 事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを発し、又は「次に掲ける期日又は手続において、訴訟関係を明瞭にするため、
	当該裁判所調査官は、裁当
(新 設)	調査を行う裁判所調査官に、当該事件において次に掲げる事務を行わは地方裁判所において知的財産に関する事件の審理及び裁判に関して第九十二条の八(裁判所は、必要があると認めるときは、高等裁判所又(知的財産に関する事件における裁判所調査官の事務)

		<u> </u>

- 4 -

民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)

t	<u></u>	項	別表第一	
十八条第一項の規定による東立 本 破産法第三百六十六条ノニホ 破産法第三百六十六条ノニ 京一項の規定による免責の申立て、民事再生法第百四 十八条第一項の規定による復権 大等第八項の規定による復権 大等第八項の規定による復権 で被害者の保護に関する法律 で被害者の保護に関する法律 で被害者の保護に関する法律 で被害者の保護に関する法律	一六 (略)	上欄	一(第三条、第四条関係)	新
五 百 円		下欄		
			1 Ell	
ー 七	5	項		
一七 イ〜ニ (同上) ホ 破産法第三百六十六条ノニホ 破産法第三百六十六条ノニ で若しくは同法第三百六十十八条第一項の規定による復権 七条第一項の規定による復権 1、労働組合法(昭和二十四年、労働組合法(昭和二十四年、労働組合法(昭和二十四年、 が被害者の保護に関する法律 が被害者の保護に関する法律 が被害者の保護に関する法律 が被害者の保護に関する法律 が被害者の保護に関する法律 が被害者の保護に関する法律 が被害者の保護に関する法律 が被害者の保護に関する法律 が被害者の保護に関する法律 が で い の	〜 六 (同上)	項	月表第一 (第三条、第四条関係)	旧

一八・一九 (同上)		一八・一九 (略)
へ・ト (同上)		へ・ト (略)
		7
	る申立	の五第一項の規定による申立
	邦六条	条の四第一項若しくは第六条
) 第六	成五年法律第四十七号)第六
	法(平	立て又は不正競争防止法(平
	よる申	条の七第一項の規定による申
	日十四	の六第一項若しくは第百十四
	十四条	法律第四十八号)第百十四条
	<u> </u>	て、著作権法(昭和四十五年
	6申立	の五第一項の規定による申立
	日五条	の四第一項若しくは第百五条
	白五条	法律第百二十一号)第百五条
申立て	十四年	立て、特許法(昭和三十四年
三十九条第一項の規定による	よる申	十九条第一項の規定による申
平成十五年法律第百九号)第) 第三	成十五年法律第百九号)第三
よる申立て又は人事訴訟法 (冶(平 	よる申立て、人事訴訟法 (平
審判法第十五条の六の規定に	規定に	審判法第十五条の六の規定に
る裁判を求める申立て、家事	家事	る裁判を求める申立て、家事
続の停止若しくは続行を命ず	を命ず	続の停止若しくは続行を命ず
項の規定による民事執行の手	竹の手	項の規定による民事執行の手
律第七条第一項若しくは第二	は第二	律第七条第一項若しくは第二
のための特定調停に関する法	9る法	のための特定調停に関する法
て、特定債務等の調整の促進	の促進	て、特定債務等の調整の促進

	(略)
	(同上)

特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)

(書類の提出等)	(特許権者等の権利行使の制限) 「大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	(出願公開の効果等) (出願公開の効果等) (出願公開の効果等)	新
(書類の提出等)	(新設)	(出願公開の効果等) (出願公開の効果等) (出願公開の効果等)	III

(第百五条第三項の規定により開示された書類又は第一個では、	(秘密保持命令) (秘密保持命令) (秘密保持命令)
(新設)	準用する。 (新設) (新設) (新設)

| 当事者の保有する営業秘密が含まれること。 | 百五条の七第四項の規定により開示された書面を含む。)の内容に

- は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。2 前項の規定による命令 (以下「秘密保持命令」という。) の申立て
- 一 秘密保持命令を受けるべき者
- これ 対風 行行 は間でします このほど 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実
- 3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

受けた者に送達しなければならない。

- された時から、効力を生ずる。 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達が

秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受け(新設)

(秘密保持命令の取消し)

第百五条の五

い。その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならなる。秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、

- 告をすることができる。 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗
- 消す裁判をした旨を通知しなければならない。
 ている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受け保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密

訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

第百五条の六 は 求があつた旨を通知しなければならない。 する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手続を行 が取り消された訴訟を除く。 を除く。 九十二条第一項の決定があつた場合において、 つた者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるとき 裁判所書記官は、 第三項において同じ。 秘密保持命令が発せられた訴訟 (すべての秘密保持命令 同項の申立てをした当事者 (その請求をした者)に係る訴訟記録につき、 に対し、その請求後直ちに、 当事者から同項に規定 民事訴訟法第 その請

た当事者のすべての同意があるときは、適用しない。 覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをし 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲

(新設)

(当事者尋問等の公開停止)

第百五条の七 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎とすべき特許権又は専用実施権の侵害の有無についての適正な裁判をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他のいて、当事者本人若しくは活定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、活定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、活定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、活定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、活定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、活定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、活定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができるのときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

(新設)

- 3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事の意見を聴かなければならない。 2 裁判所は、前項の決定をするに当たつては、あらかじめ、当事者等
- を求めることができない。ができる。この場合においては、何人も、その提示された書面の開示者等にその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提示をさせること者判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事
- 書面を開示することができる。あると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該を担い、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要で
- せなければならない。ればならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷さればならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷さときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなける判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行う

5

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。	2~4 (略) 第百八十六条 (略) 三 特許無効審判若しくは延長登録無効審判又はこれらの審判の確定 事者又は参加人の保有する営業秘密が記載された旨の申出があつ たもの の・五 (略)	(訴訟との関係) 「無面の写しの送付を求めることができる。 「書面の写しの送付を求めることができる。 「はいいのでは、前項に規定する通知を受けたときは、裁判所に対した。 「お許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、表判所に対した。 「お許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、表判所に対した。 「お許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、表判所に対した。 「当該訴訟の訴訟記録のうちその審判において審判官が必要と認める。 「当該訴訟の訴訟記録のうちその審判において審判官が必要と認める。 「当該訴訟の訴訟記録のうちその審判において審判官が必要と認める。 「当該訴訟の訴訟記録のうちその審判において審判官が必要と認める。 「おいいの選(いいの選(いいの選(の選)のできる。
(新設)	2~4 (同上) 2~4 (同上) 2~4 (同上) 2~4 (同上) 2~4 (同上)	(新設) (訴訟との関係)

	た告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。	、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してし	2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は	刑	二の第百九十七条、第百九十八条又は前条第一項の一億円以下の罰金	一 (略)	第二百一条 (略)	(両罰規定)	
			(新設)		二の第百九十七条又は第百九十八条の一億円以下の罰金刑	一(同上)	第二百一条 (同上)	(両罰規定)	

実用新案法 (昭和三十四年法律第百二十三号)

(削る)	書面の写しの送付を求めることができる。 書面の写しの送付を求めることができる。 書面の写しの送付を求めることができる。 書面の写しの送付を求めることができる。 書面の写しの送付を求めることができる。 書面の写しの送付を求めることができる。 書面の写しの送付を求めることができる。	があつた旨の通知を受けた場合において、当該訴訟において第三十条5 裁判所は、前項の規定によりその実用新案権についての審判の請求第四十条 1~4 (略)(訴訟との関係)	。 回復の措置)の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等、損害計算のための務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等、損害計算のための第三十条 特許法第百四条の二から第百六条まで(具体的態様の明示義(特許法の準用)
た場合において、被告又は債務者が当該実用新案権について実用新案関する訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつ第四十条の二 前条第二項に規定するもののほか、実用新案権の侵害に	 	(新設) (新設) (新設との関係) (新設との	作の侵害に準用する (特許法の準用) (特許法の準用) (特許法の準用) (特許法の準用)

(両罰規定)	2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。	2 (略) (特許法の準用)	
(両罰規定)	. (新設)	(特許法の準用) (特許法の準用)	登録無効審判の請求がされていることができる。 ときは、第一項の決定を取り消すことができる。 は、新期所は、中止の理由が消滅したとき、その他事情の変更があつたまない。 ときは、第一項の決定を取り消すことができる。 ときは、第一項の決定を取り消すことができる。 ときは、第一項の決定を取り消すことができる。 ときは、第一項の決定を取り消すことができる。

た告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。 、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してし 、	二 (略) 一 第五十六条又は前条第一項 一億円以下の罰金刑 第六十一条 (略)	二 (同上) 一 第五十六条 一億円以下の罰金刑第六十一条 (同上)
た告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してし前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は		二(同上)
た告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。 、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してし		(新設)
た告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。	、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してし	
	た告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。	

新	
の措置)の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)及び第百六条(信用回復ための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等、損害計算の第四十一条、特許法第百四条の二から第百五条の六まで(具体的態様の(特許法の準用)	る。 (特許法の準用) の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用す義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定及第四十一条 特許法第百四条の二から第百六条まで (具体的態様の明示(特許法の準用)
2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。	(新設)
た告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。 、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してし二(略) 二(略) (両罰規定)	(新設) (新設) 一 第六十九条 一億円以下の罰金刑 一 第六十九条 一億円以下の罰金刑第七十四条 (同上)

南票に掲する見官の集用ングの票に掲する見官の集用ングである。 しょうしょうしょうしょうしょ しょうしょく おまいしん アイト・アイト アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	の侵害に準用する。 (特許法の準用) の侵害に準用する。 の侵害に準用する。 の侵害に準用する。 の侵害に準用する。 の侵害に準用する。 の侵害に準用する。 (特許法の準用) (特許法の準用) (特許法の準用)	(設定の登録前の金銭的請求権等) (設定の登録前の金銭的請求権等) (設定の登録前の登録前の金銭的請求権等) (設定の登録前の登録前の金銭的請求権等) (お定の登録前の金銭的請求権等) (お定の登録前の金銭前の金銭の請求権等) (おと読み替えるのとする。 (おと読み替えるのとするのとするのとするのとするのとなるのとなるのとなるのとなるのとなるのとなるのとなるのとなるのとなるのとな	新
商標に関する規定の準用)	は専用使用権の侵害に準用する。鑑定、相当な損害額の認定及び信用回復の措置)の規定は、商標権又六条まで(具体的態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための三十九条(特許法の準用)	日」と読み替えるものとする。 (設定の登録前の金銭的請求権等) (設定の登録前の金銭的請求権等) (設定の登録前の金銭的請求権等)	IΒ

3 2 第八十二条 2 第八十一条の二 すべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内 準用する。 この場合において、第十八条第二項中「第四十条第一項の 第百四条の三及び第六十九条の規定は、防護標章登録に基づく権利に た告訴は、 る命令に違反した者は、 項の規定(第十三条の二第五項において準用する場合を含む。 よる登録料」と読み替えるものとする。 に納付すべき登録料」とあるのは、「第六十五条の七第一項の規定に 規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録を 三十三条の三まで、第三十五条、第三十九条において準用する特許法 (両罰規定) 5 第十八条、第二十六条から第二十八条の二まで、第三十二条から第 その法人又は人に対しても効力を生じ、 前項の罪は、 秘密保持命令違反の罪) 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は 第七十九条、 (略 (略) 当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。 (略) 告訴がなければ公訴を提起することができない。 第三十九条において準用する特許法第百五条の四第一 第八十条又は前条第一項 三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処 その法人又は人に対してし 一億円以下の罰金刑 によ |3 第十八条、第二十六条から第二十八条の二まで、第三十二条から第 4 第八十二条 (同上) (新設) (新設) 三十三条の三まで、第三十五条及び第六十九条の規定は、防護標章登 二 第七十九条又は第八十条 七第一項の規定による登録料」と読み替えるものとする。 第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定 録に基づく権利に準用する。この場合において、第十八条第二項中「 日から三十日以内に納付すべき登録料」とあるのは、「第六十五条の により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた (両罰規定) 5 (同上) (同上) 一億円以下の罰金刑

不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号)

訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。補佐人を除く。)、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)、訴場合にあっては、その代表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及び
おける当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示に おける当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示に 4 前三項の規定は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟に 3 前二項の規定は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟に
(秘密保持命令) ついて準用する。 ついて準用する。
のいずれにも該当することにつき疎明があった場合には、当事者の申において、その当事者が保有する営業秘密について、次に掲げる事由(おりの)裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟(新設)
営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該
ならない旨を命ずることができる。 ただし、その申立ての時までに当秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示しては
業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又

者の保有する営業秘密が含まれること。 条の七第四項の規定により開示された書面を含む。 る営業秘密が記載され、 れるべき証拠(第六条第三項の規定により開示された書類又は第六 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有す 又は既に取り調べられ若しくは取り調べら)の内容に当事

当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、 又は当該営業秘密が開示されることにより、 め当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、 当該営業秘密に基づく これを防止するた

2 前項の規定による命令 (以下「秘密保持命令」という。) の申立て 次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

秘密保持命令を受けるべき者

前項各号に掲げる事由に該当する事実 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

3 受けた者に送達しなければならない。 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を

4 された時から、 秘密保持命令は、 効力を生ずる。 秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達が

5 ことができる。 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、 即時抗告をする

秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた

第六条の五

秘密保持命令の取消し)

者は、

訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所がない場合

にあっては、

密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、

秘密保持命令を発した裁判所)

に対し

前条第一

(新設)

- 22 -

- | 10|| | 2|| | 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があった場合には、| 2|| | 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があった場合には、
- | 告をすることができる。 | 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗
- い。 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じな4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じな
- 消す裁判をした旨を通知しなければならない。
 ている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受け保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

事者(その請求をした者を除く。第三項において同じ。)に対し、それていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当成八年法律第百九号)第九十二条第一項の決定があった場合において取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法(平、取り消されを訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法(平、の利率保持命令が発せられた訴訟(すべての秘密保持命令が

に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。 てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の手続を行った者密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあっては、その申立二週間を経過する日までの間(その請求の手続を行った者に対する秘前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があった日から

2

の請求後直ちに、その請求があった旨を通知しなければならない。

(新設)

た当事者のすべての同意があるときは、適用しない。 覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをし3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲

(当事者尋問等の公開停止)

第六条の七 他の証拠のみによっては当該事項を判断の基礎とすべき不正競争によ 動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項につい とができる。 ないと認めるときは、 る営業上の利益の侵害の有無についての適正な裁判をすることができ て十分な陳述をすることができず、 くは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、 当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、 事者等が、 について陳述をすることにより当該営業秘密に基づく当事者の事業活 裁判官の全員一致により、その当事者等が公開の法廷で当該事項 その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であって 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当 決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うこ かつ、当該陳述を欠くことにより 当事者本人若し 裁判所

(新設)

- 書面を開示することができる。あると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該利別は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要で

5 |

裁判所は、

第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行う

- 24 -

	生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効
	二の罪に係る同条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を
	2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第一項第六号の
同条の罰金刑を科する。	一前条第一項第一号、第二号又は第七号「三億円以下の罰金刑」
するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を、その人に対して	号に定める罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。
三号から第六号までの違反行為を除く。)をしたときは、行為者を罰	反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各
従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項の違反行為(第	従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違
第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の	第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の 第十五条
3 (同上)	3 (略)
ことができない。	することができない。
2 前項第三号から第六号までの罪は、告訴がなければ公訴を提起する	2 前項第三号から第六号の二までの罪は、告訴がなければ公訴を提起
七(同上)	七(略)
(新設)	六の二 秘密保持命令に違反した者
一~六 (同上)	
第十四条 (同上)	第十四条 (略)
(罰則)	(罰則)
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	וכ
	へばは,oは1。 当该事頁の尋問が終了したとれ、 再び公衆を入廷さ
	ときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなけ

新	旧
(書類の提出等)	(書類の提出等)
第百十四条の三 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人	第百十四条の三 裁判所は、著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係
	る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害
より、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当	│ の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算
該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずる	│ をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書
ことができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むこ	│ 類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があると
とについて正当な理由があるときは、この限りでない。	きは、この限りでない。
2 (略)	2 (同上)
3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な	(新設)
理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴	
くことが必要であると認めるときは、当事者等(当事者(法人である	
場合にあつては、その代表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及び	
補佐人を除く。)、使用人その他の従業者をいう。第百十四条の六第	
一項において同じ。)、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開	
示することができる。	
4 前三項の規定は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又	3 前二項の規定は、著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟
は著作隣接権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証	における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提
するため必要な検証の目的の提示について準用する。	示について準用する。
(秘密保持命令)	
第百十四条の六(裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人	(新設)
格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有す	
る営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第四	

営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、 当事者等、 業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示して 項に規定する営業秘密をいう。 又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該 はならない旨を命ずることができる。 該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営 申立てにより、 由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、 訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読 決定で、 当事者等、 以下同じ。 訴訟代理人又は補佐人に対し、 ただし、)について、 その申立ての時までに この限りでない。 次に掲げる事 当事者の 当

- を含む。)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。れるべき証拠(第百十四条の三第三項の規定により開示された書類る営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べら、既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有す
- は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。2 前項の規定による命令(以下「秘密保持命令」という。)の申立て
- 秘密保持命令を受けるべき者
- 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実
- 二前項各号に掲げる事由に該当する事実
- 5 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をするされた時から、効力を生ずる。 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達が

	、かつ、その請求の手続を行つた者が当該訴訟において秘密保持命令いて、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり(平成が年法律第百九号)第九十二条第一項の決定力あった場合にお
(新 設)	
	(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)
	消す裁判をした旨を通知しなければならない。 ている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り
	න
	保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命
	5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密
	い。
	告をすることができる。
	3 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗
	「その沙気電でもの目立てでした電力で本三ブルジジしない才にならない。」
	その央定書をその申立てをした背交が目手方に送達しなければならなって、秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、
	、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。
	に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として
	場合にあつては、秘密保持命令を発した裁判所)に対し、前条第一項
	けた者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所がない
(新設)	第百十四条の七 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受
	(秘密保持命令の取消し)
	ことができる。

2 · 3 (同上)	2 · 3 (略)
二 (同上)	三 (略)
(新設)	第百二十二条の二 一億円以下の罰金刑
一 (同上)	一 (略)
第百二十四条 (同上)	第百二十四条 (略)
2 (同上)	2 (略)
二の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。	及び前条の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
第百二十三条の第百十九条、第百二十条の二第三号及び第百二十一条の	第百二十三条 第百十九条、第百二十条の二第三号、第百二十一条の
	三百万円以下の罰金に処する。
(新設)	第百二十二条の二 秘密保持命令に違反した者は、三年以下の懲役又は
	た当事者のすべての同意があるときは、適用しない。
	覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをし
	3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲
	に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。
	てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の手続を行つた者
	密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立
	2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から
	°
	、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない
	た当事者 (その請求をした者を除く。第三項において同じ。) に対し
	を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをし

の四から第百五条の七まで(秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、び第百六条(信用回復の措置)並びに平成十六年改正特許法第百五条第三十条(特許法第百三条(過失の推定)、第百五条(書類の提出)及:(特許法の準用)	(出願公開の効果等) (出願公開の効果等) (出願公開の効果等) (出願公開の対果等) (出願公開の対果等) (出願公開の対果等) (出願公開の対果等) (出願公開の対果等) (出願公開の対果等)	新
の侵害に準用する。び第百六条(信用回復の措置)の規定は、実用新案権又は専用実施権第三十条(特許法第百三条(過失の推定)、第百五条(書類の提出)及(特許法の準用)	(出願公開の効果等) (出願公開の効果等)	旧

定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。訴訟記録の閲覧等の請求の通知等及び当事者尋問等の公開停止)の規

(特許法等の準用)

|第四十八条の十三 (略)

3~5 (略

(二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則

第五十条の二 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権につ 準用する場合を含む。 げる規定において、 項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。 に掲げる規定において若しくは同表の第一欄に掲げる規定において準 において準用する特許法第百九十三条第二項第五号若しくは特許法第 る特許法第百七十六条、第四十九条第一項第一号、第五十三条第二項 用する特許法第百二十五条、第四十四条、第四十五条において準用す 十七条第二項 (第四十条第二項及び第四十八条の十二第三項において て準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号 いての第十二条第三項(第十三条の三第四項(第四十八条の十三第二 第三十四条において準用する特許法第百十一条第一項第二号、 第二十条第一項第一号、第三号若しくは第五号、第二十六条におい 一項第二号、 同欄に掲げる規定において準用する同表の第三欄)、第三十九条第四項、 第四号若しくは第五号又は次の表の第一欄に掲 第四十一条において準 第三

用する同表の第二欄に掲げる規定において準用する同表の第三欄に掲

(特許法の準用)

第四十八条の十三 (略)

は、国際実用新案登録出願についての国際公開及び国内公表に準用す2 特許法第百八十四条の十 (国際公開及び国内公表の効果等)の規定

る

3~5(略)

(二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則

|第五十条の二 | 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権につ 三欄に掲げる規定においてそれぞれ準用する同表の第四欄に掲げる規 含む。)、第二十条第一項第一号、第三号若しくは第五号、第二十六 いての第十二条第三項(第十三条の三第四項において準用する場合を おいて準用する同表の第二欄に掲げる規定において準用する同表の第 の第三欄に掲げる規定において若しくは同表の第一欄に掲げる規定に 特許法第八十条第一項第二号、第四号若しくは第五号又は次の表の第 号、第三十七条第二項(第四十条第二項及び第四十八条の十二第三項 項第一号、第三十四条において準用する特許法第百十一条第一項第二 条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第 条第二項において準用する特許法第百九十三条第二項第五号若しくは て準用する特許法第百七十六条、第四十九条第一項第一号、第五十三 おいて準用する特許法第百二十五条、 において準用する場合を含む。 欄に掲げる規定において、同欄に掲げる規定において準用する同表)、第三十九条第四項、 第四十四条、第四十五条におい 第四十一条に

(侵害の罪)	第四十五条	第四十一条		第四十五条	第四十一条	第四十一条	第一欄	るものとみなす。
				十四条第一項			第二欄	るものとみなす。については、請求項ごとに実用新案登録がされ、げる規定においてそれぞれ準用する同表の第四問
	四条第三項			九条第三項 九条第三項	一条の三第三項	大条第三項 大条第三項 大条第三五十	第三欄	新案登録がされ、
	- - - - - - - - -	特許法第百三				二条第三項特許法第五十	第四欄	るものとみなす。については、請求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新案権があげる規定においてそれぞれ準用する同表の第四欄に掲げる規定の適用
				ATAT I			<u> </u>	
(侵害の罪)	第四十五条	第四十一条	十三第二項の	第四十五条	第四十一条	第四十一条	第 — 欄	案権があるものとみなす。
			 二項 特許法第百八	十四条第一項			第 二 欄	いとみなす。いては、請求項ご
	四条第三項		条の三第四項	九条第三項	一条の三第三項	九条第三項	第三欄	す。
	- - - - - - -	特許法第百三				二条第三項 特許法第五十	第四欄	がされ、又は実用新

第五十六条 役又は三百万円以下の罰金に処する。 実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、三年以下の懲 |第五十六条 役又は三十万円以下の罰金に処する。 実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、三年以下の懲

2 第四十五条において準用する特許法第百七十四条第一項において準用 する同法第百五十九条第三項において、それぞれ準用する同法第五十 五十九条第三項若しくは第百六十一条の三第三項において、若しくは |条第一項の権利を侵害した者は、当該実用新案権の設定の登録があ 第十二条第一項の権利又は第四十一条において準用する特許法第百 2

つたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3 前項の罪は、 告訴がなければ公訴を提起することができない。

詐欺の行為の罪

第五十七条 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 詐欺の行為により実用新案登録又は審決を受けた者は、

(虚偽表示の罪

第五十八条 万円以下の罰金に処する。 第五十二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百

(秘密を漏らした罪)

第六十条 ときは、 た実用新案登録出願中の考案に関する秘密を漏らし、又は盗用した 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

秘密保持命令違反の罪)

第六十条の二 準用する場合を含む。 十六年改正特許法第百五条の四第一項の規定による命令に違反した者 第十三条の三第四項)及び第三十条においてそれぞれ準用する平成 第四十八条の十三第一 一項において

3 五十九条第三項若しくは第百六十一条の三第三項において、若しくは する同法第百五十九条第三項において、それぞれ準用する同法第五十 第四十五条において準用する特許法第百七十四条第一項において準用 つたときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 |条第| 項の権利を侵害した者は、 第十二条第一項の権利又は第四十一条において準用する特許法第百 前二項の罪は、 告訴をまつて論ずる。 当該実用新案権の設定の登録があ

(詐欺の行為の罪)

|第五十七条 年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。 詐欺の行為により実用新案登録又は審決を受けた者は、

(虚偽表示の罪)

第五十八条 第五十二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十 万円以下の罰金に処する

(秘密を漏らした罪)

第六十条 ときは、 した実用新案登録出願中の考案に関する秘密を漏らし、又は盗用した 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得 一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する

(新設)

ものとする。	2 前項の場合において、当該行為者に対してした第五十六条第三項又三 第五十七条又は第五十八条 三千万円以下の罰金刑二 第五十六条第二項 三百万円以下の罰金刑		違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の	第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他 (両罰規定)	2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。 は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
	(新設)	者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。	は第二項、第五十七条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条第一項若しく	第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他(両罰規定)	

平成五年特許法等改正法 (平成五年法律第二十六号)

第三十九条 (略)	第三十七条(略)	第二項 (略)	附 則 (第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置) 第四条 (略) (第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置) 第四条 (略) は、政令で定める。	
(略)	(略)	(略)	及 病 うな うな うな うな うな うな うな うな うな うな うな うな うな	新
から第四十九条	第三十七条	第二項の二	(第三条の規定による実 第四条 (略) 2 前項の場合において、法律第四十七号。以下「法律第四十七号。以下「法律第四十一号。以下「共って、対する制定した行為に対する制度に表するものとする。 (第三条の対力を有するものとなる。 は読み替える、政令で定める。 に読み替える、政令で定める。 (第三条の対力を有するものとする。)	
(同上)	(同上)	(同上)	で定める。 において、特許法等に対するものとするほか、同中欄に掲げる字句は 中欄に掲げる字句は 中欄に掲げる字句は 中欄に掲げる字句は 中欄に掲げる字句は をで定める。	旧
(同上)	(同上)	(同上)	読替えは、政令で定める。 (第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置) (第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置) (第三条の規定による実用新案法の内部を改正する法律(平成十五年 がすれる旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判及び特許法等の一部を改正する法律(平成十五年 がはいた行為に対する罰則の適用については、前項の規定によりなお 後にした行為に対する罰則の適用については、前項の規定によりなお その効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる字句 に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的 に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的 が 則	ï

			第二項 (略) (略)	第五十条の(略)(略)	項の十二第三 (略) (略)	項の十二第二(略)(略)	第二項 (略) (略)
八 条 が第五十 五十 条	第三項	第二項 第二項 及び 系一項及び	第二項第二十五条	第五十条の	頭の十二第三	頭の十二第二第二条	第二項
十 万円	前二項	三十万円	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
百万円	前項	三百万円	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

3 . 4 別表第五号 別表第九号 (略) (略) 略) (略) 略) 3 • 4 別表第九号 別表第五号 第六十一条 第六十条 (同上) 五万円 (同上) 法人の代表者又は (同上) その法人又は人の その法人又は人に 者を罰するほか、 十七条又は第五十 くは第二項、 業務に関し、第五 の他の従業者が、 代理人、使用人そ 法人若しくは人の 金刑を科する。 したときは、行為 八条の違反行為を 十六条第一項若し 各本条の罰 第 五 (同上) (同上) 刑を科する。 に関し、 法人の代表者又は法人若しくは して当該各号で定める罰金刑を 者を罰するほか、その法人に対 の違反行為をしたときは、 業者が、その法人又は人の業務 人の代理人、使用人その他の従 五十万円 その人に対して各本条の罰金 二 第五十六条第二項 円以下の罰金刑 万円以下の罰金刑 第五十六条第 第五十七条又は第五十八 次の各号に掲げる規定 三千万円以下の罰金刑 項 三百 — 億

次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず 第八	四〜十 (同上) 「行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者の刑に処せら し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行に開発に開発に関いる話律第五十一条第一項に係る部分に限る。)若しくは第百十二条第一項に不正競争防に不正競争所に対策三項(関税法第百九条第二項に係る部分に限る。)若しくは第百十二条第一項第三項(関税方の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を活動でででででいる。)をしては第三項(関税項第五号に係の刑の執行を終わり、又はその刑の執行を活動でででででででででいる。)をしては第三項(関税の関係を対してに対してに対してに対している。)をしては第三項(関税の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行をに対してに対している。)をしては第三項(関税の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を終わり、とは第三項(関税の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を終わり、とは第三項(関税の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を終わり、とは第三項(関税を持入の制定を持入の制定を持入の制定を持入の制定を持入の制定を持入の制定を持入の制定を持入している。	四~十 (略) 四~十 (略) 四~十 (略) 四~十 (略) 四~十 (略)
		当する者は、
	田	新